

一般財団法人山形県バスケットボール協会審判委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本委員会は、一般財団法人山形県バスケットボール協会審判委員会（以下、委員会）と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本委員会は、本県バスケットボール審判員の審判技術の研究及び養成並びに認定、登録に関することと各大会における審判業務の円滑な運営及び、バスケットボールの発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本委員会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各種大会への派遣
- 2 審判講習会の運営
- 3 その他本委員会の目的を達成するために必要な事業

第3章 役員

(構成)

第4条 本委員会は、本県の公益財団法人日本バスケットボール協会公認審判員（以下 JBA 公認審判員）によって構成する。

(役員任期)

第5条 本委員会に次の部署及び役員を置く。役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。又、必要に応じて担当業務を兼務する場合もある。

- 1 総務グループ
 - (1) 審判委員長 1名
 - (2) 審判副委員長 2名
 - (3) 事務局長 1名、事務局員若干名（委員長が必要に応じて配置する）
 - (4) 総括インストラクター 1名
- 2 指導グループ
 - (1) 各ライセンス級担当 各 1名（A級、B級、C級、D級）
 - (2) 女性担当 1名
 - (3) 3×3担当 1名
- 3 地区グループ
 - (1) 各地区審判長（山形、酒田、鶴岡、最北、置賜）
- 4 アンダーカテゴリーグループ（以下、連盟）
 - (1) 各連盟審判長（U18、U15、U12、一般）

(役員を選任)

第6条 審判委員長は本県バスケットボール協会理事会が選任、委嘱する。本委員会の役員は、審判委員長が推薦委嘱したものとする。各地区及び各連盟審判長はそれぞれの地区及び連盟から推薦された者とする。

(役員職務及び権限)

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 審判委員長は、審判委員会を代表し会務を総括する。JBA、YBA との連携を図る。
- 2 副審判委員長は、審判委員長を補佐し、各カテゴリー間の調整を図る。
- 3 事務局長及び事務局員は、審判ライセンス登録の管理、取得、更新を総括する。会計、会議等の管理運営を行う。
- 4 総括インストラクターは、審判ライセンスの審査、各ライセンス講習の管理、JBA、東北ブロックからの審査に係る情報収集等を行う。
- 5 各指導担当は、担当審判ライセンス審判員の育成と強化を行い、講習会を実施する。
- 6 各地区審判長は、各地区に関すること及び審判ライセンスの研修会、講習会を行う。
- 7 各連盟審判長は、各種別大会の運営に関すること及び審判員の育成、指導、強化等に努める。

第4章 役員会

(構成、開催及び議長)

第8条 本委員会の定例会議（以下、役員会）は、次の内容で構成する。

- 1 本委員会のすべての役員で開催し、必要事項について審議する。又、審判委員長が必要に応じて、役員会の臨時会議を開催することができる。
- 2 役員会は、役員過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 役員会の議長は、審判委員長又は審判委員長があらかじめ指定した者がこれに当たる。

第5章 総会

(開催)

第9条 本委員会の全体会議（以下、総会）は、本県のすべての JBA 公認審判員が対象となり開催する。ただし、役員会での協議により各地区での開催に置き換えることもできる。

(議事録)

第10条 本委員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した役員のうち選出された議事録署名人2名は、これに記名押印又は署名し、本委員会の日から5年間、総務グループの事務局長が保管する。又、これを本県の JBA 公認審判員へ周知する。

(会則の変更)

第11条 審判委員長は、定例会議に諮り本委員会の運営上に必要な細則を設けることができる。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。